

上記規則第3条の4第3項について

「東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則」第3条の4第3項における、別に定める課長とは、以下の事務組織において研究費管理業務に従事する職員（雇用形態にかかわらず）が所属する部署の課長をいう。

（事務組織）

経営企画室企画財務課、総務部総務課、総務部会計管理課、総務部人事課、総務部施設課、産学公連携センター、東京都立大学管理部学生課、東京都立大学管理部研究推進課、東京都立大学管理部教務課、東京都立大学管理部学術情報基盤センター事務室、東京都立大学管理部文系管理課、東京都立大学管理部理系管理課、東京都立大学管理部国際課、東京都立大学日野キャンパス管理部管理課、東京都立大学荒川キャンパス管理部管理課